

国立大学法人お茶の水女子大学講義室等貸付条件

(物件保全義務等)

第1条 貸付を許可した物件は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下、「本学」という。）固定資産管理規程に規定する制限の範囲内で貸付させるものであり、貸付を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費はすべて貸付を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(貸付上の制限)

第2条 貸付を許可された者は、貸付を許可された期間中、貸付を許可された物件を指定する用途以外に供してはならない。

2 貸付を許可された者は、貸付を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 貸付を許可された者は、貸付を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は貸付計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。

(貸付許可の取消又は変更)

第3条 学長は、次の各号の1に該当するときは、貸付許可の取消又は変更をすることができる。

(1) 本学の授業その他本来の目的に支障を来すおそれのあるとき。

(2) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。

(3) 使用者が使用料を納付しないとき。

(4) 使用申請書に虚偽の記載があったとき。

(5) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(免責)

第4条 前条の規定により、使用の承諾を取り消され、又は使用の中止を命じられたことにより使用者に損害が生じた場合においても、本学は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 貸付を許可した物件の使用中における事故等の発生により使用者が損害を受けた場合においても、本学に当該事故等の発生について故意又は重大な過失がない限り、本学は、その損害を賠償する責任を負わない。

(原状回復)

第5条 学長が貸付許可を取消したとき、又は貸付を許可した期間が満了したときは、貸付を許可された者は、自己の負担で、学長の指定する期日までに、貸付を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、学長が特に承認したときは、この限りではない。

2 貸付を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、学長は、貸付を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合貸付を許可された者は、何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第6条 貸付を許可された者は、その責に帰する事由により、貸付を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、貸付を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第7条 貸付許可の取消が行われた場合においては、貸付を許可された者は貸付を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第8条 学長は、貸付を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持貸付に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第9条 本条件に関し、疑義のあるときその他貸付を許可した物件の貸付について疑義を生じたときは、すべて学長の決定するところによるものとする。